

新型コロナウイルス感染症 感染予防対策期における対策

事業者の皆様へのお願い

店舗・事業所での感染防止対策について

- ・業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや「今後における適切な感染防止対策」に基づき、感染防止対策を徹底してください。

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none">・従業員の検温・体調確認。37.5度以上や体調不良は出勤停止・来訪者の検温・体調確認。37.5度以上や体調不良は入場制限
三つの密の防止	<ul style="list-style-type: none">・入場制限や一方通行の誘導など行列を作らないための工夫や行列位置の指定を行うなどして列間隔の確保（約2m間隔の確保）、施設内の十分な間隔の確保・換気を行う（可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける）・密集する会議の中止（対面による会議を避け、電話・ビデオ会議を）
飛沫感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none">・従業員・来訪者のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行・共用物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限に・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は適切に洗浄・消毒・会話時には距離を確保し、対面時にはパーティションを設置するなどして感染を防止

- ・テレワークや時差出勤ができる環境を整備しましょう。
- ・万一、ご自身の事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査にご協力をお願いします。